

総務常任委員会

(平成25年3月22日)

早川新平委員長

皆さんご苦労さまです。

議案第37号 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、説明をお願いいたします。

室町人事課長

今回、説明させていただきますのは、公益財団法人移行による名称変更に伴います四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、いわゆる派遣条例の改正についてでございます。

11月定例会議会の中で協議会という形でご説明をさせていただきましたが、平成20年の公益財団法人制度改革関連法の施行によりまして、現在の財団法人は今年11月までに公益財団法人または一般財団法人または解散する、いずれかの選択をしなければならないこととなっております。

本市の派遣条例につきましては、派遣先がそれぞれ具体名で記載されておりますが、このたび、財団法人四日市市まちづくり振興事業団、財団法人三重北勢地域地場産業振興センター及び財団法人全国市町村研修財団の3団体につきましては、公益財団法人へと名称が変更となる見込みということで、今回条例の改正をお願いするものでございます。

また、このほか、今後の対応が不透明でございました財団法人三重県下水道公社につきましては、市町村からの派遣を行ってございましたが、職員派遣も厳しくなるという一方、公社自体が平成22年度から指定管理者制度を導入いたしまして、コストの削減対策ということで県のOBを活用するという方針を打ち出しております。その後、支障なく運営を進めておりまして、そのような中、派遣を行ってございました県内の市町の全てが平成21年度を最後に派遣を打ち切っているという状況でございます。また、公社に対しまして本市からも派遣を基本的に行わないという合意も取りつけている状況にあります。このような状況を踏まえまして、本市としましては、今後も派遣の必要はないと判断をいたしましたので、この際、派遣条例から削除いただくとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、委員の皆さん、挙手にて発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第37号 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

どうもご苦労さまでした。

15 : 45 閉議